

地方公共団体における奨学金返還支援取組状況について

(令和3年6月1日時点)

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
令和3年11月

1. 調査の背景や目的、概要

(1) 調査背景・目的

地方自治体による若者への奨学金返還支援は、地方企業への就職を促し、若者の地方への定着を推進する施策として、自治体が独自に取り組を進めてきた。地方創生の気運の高まりの中、平成26年に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、政府としても奨学金を活用した若者の地方定着を促進する旨が記載され、同戦略に基づき、平成27年には日本学生支援機構と地方公共団体との協力による無利子奨学金の特別枠として「地方創生枠」を新設するほか、自治体による返還支援への財政措置として特別交付税の対象とするなどの対応を講じてきた。

令和2年度には特別交付税措置の拡充も行われ、各自治体の取組や制度を活用した若者の数は増加してきているが、実施する自治体数が一定数に留まっている。このため、各自治体における活用状況等を調査し、主に地方自治体をはじめとした関係者へ宛てて結果(33府県、487市町村が実施等)を公表することにより、本制度の一層の活用を促すものである。

(2) 調査概要

- ・ 調査対象： 都道府県及び市町村（47都道府県、1718市町村、23特別区）
- ・ 調査内容： 奨学金返還支援に係る取組状況等
- ・ 調査方法： メールによる調査票配布、回収
- ・ 調査時点： 令和3年6月1日時点

2. 調査結果

1. 奨学金返還支援の取組の有無

- 奨学金返還支援の取組を「実施している」自治体数は、**33府県・487市町村**※1。
- 昨年度に比べ、1県**59**市町村増加。3割弱の市町村に取組の実施が広がっている。

■奨学金返還支援の取組状況

	実施自治体数	全自治体数に対する 実施割合
都道府県 (N=47)	33	70.2%
市町村※1 (N=1,741)	487	28.0%

■取組実施自治体数推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
実施自治体数	5県 97市町村	23県 181市町村	26府県 263市町村	31府県 324市町村	32府県 349市町村	32府県 428市町村	33府県 487市町村

※1 上記の数には、特別区その他、既に奨学金返還支援対象者の新規募集を終了している場合であっても、支援対象者への支援を継続している自治体も含む。

2. 調査結果

■奨学金返還支援実施地方公共団体一覧（令和3年6月1日時点）

北海道	赤平市	北海道	留萌市	青森県	青森県	岩手県	岩手県	宮城県	仙台市	秋田県	秋田県	山形県	山形県	福島県	福島県
	深川市		苫前町		今別町		盛岡市		石巻市		秋田市		山形市		いわき市
	上砂川町		初山別村		風間浦村		宮古市		気仙沼市		能代市		米沢市		白河市
	栗山町		猿払村		佐井村		花巻市		東松島市		大館市		鶴岡市		須賀川市
	北竜町		中頓別町		三戸町		北上市	加美町	湯沢市		酒田市		喜多方市		
	沼田町		枝幸町		田子町		遠野市		大仙市		新庄市		二本松市		
	札幌市		豊富町		南部町		一関市		北秋田市		寒河江市		南相馬市		
	北広島市		幌延町		階上町		陸前高田市		にかほ市		上山市		鏡石町		
	島牧村		紋別市		釜石市			仙北市	村山市		只見町				
	寿都町		津別町		二戸市			小坂町	長井市		西会津町				
	黒松内町		斜里町		奥州市		上小阿仁村	天童市	猪苗代町						
	喜茂別町		小清水町		雫石町		藤里町	東根市	昭和村						
	倶知安町		訓子府町		葛巻町		三種町	尾花沢市	会津美里町						
	共和町		置戸町		金ヶ崎町		八峰町	南陽市	西郷村						
	神恵内村		湧別町		住田町		美郷町	山辺町	矢吹町						
	室蘭市		大空町		大槌町		東成瀬村	中山町	鮫川村						
	苫小牧市		士幌町		岩泉町			河北町	三春町						
	平取町		鹿追町		田野畑村			西川町	川内村						
	新冠町		清水町		普代村			朝日町	新地町						
	浦河町		清水町		野田村			大江町							
	えりも町		茅室町		野田村			大石田町							
	新ひだか町		豊頃町		一戸町			金山町							
	北斗市		足寄町					最上町							
	松前町		陸別町					舟形町							
	八雲町		標茶町					真室川町							
	厚沢部町		鶴居村					大蔵村							
	旭川市		根室市					鮭川村							
	富良野市		標津町					戸沢村							
	鷹栖町							高島町							
	上川町							川西町							
上富良野町						小国町									
和寒町						白鷹町									
美深町						飯豊町									
中川町						三川町									
幌加内町						庄内町									
						遊佐町									

2. 調査結果

茨城県	茨城県
	日立市
	結城市
	常陸太田市
	高萩市
	ひたちなか市
	稲敷市
	かすみがうら市
	神栖市
	大洗町
阿見町	

栃木県	栃木県
	佐野市
	鹿沼市
	日光市
	真岡市
芳賀町	

群馬県	群馬県
	太田市
	甘楽町
	下仁田町
	富岡市
上野村	

埼玉県	さいたま市
	熊谷市
	ふじみ野市
	川島町
	美里町
神川町	

千葉県	千葉市
	館山市
	松戸市
	白井市
	多古町
	東庄町
長生村	

東京都	千代田区
	港区
	大田区
	荒川区
	足立区
	葛飾区
	大島町
小笠原村	

神奈川県	厚木市
	愛川町

新潟県	新潟県
	新潟市
	三条市
	柏崎市
	十日町市
	見附市
	村上市
	糸魚川市
	妙高市
	五泉市
	上越市
	阿賀野市
	佐渡市
	魚沼市
弥彦村	
出雲崎町	
関川村	

富山県	富山県
	富山市
	高岡市
	魚津市
	水見市
	黒部市
	砺波市
	小矢部市
	南砺市
	射水市
	立山町
入善町	

石川県	石川県
	穴水町
	七尾市
	中能登町
志賀町	

福井県	福井県
	敦賀市
	勝山市
	鯖江市
	越前市
	坂井市
高浜町	

山梨県	山梨県
	都留市
	韮崎市
丹波山村	

長野県	上田市
	岡谷市
	飯田市
	小諸市
	伊那市
	駒ヶ根市
	飯山市
	塩尻市
	佐久市
	千曲市
	小海町
	南相木村
	北相木村
	佐久穂町
下諏訪町	
富士見町	
箕輪町	

長野県	南箕輪村
	中川村
	松川町
	阿南町
	下條村
	天龍村
	泰阜村
	豊丘村
	大鹿村
	王滝村
	木曾町
	生坂村
	白馬村
	小谷村
高山村	
山ノ内町	
信濃町	

岐阜県	岐阜県
	大垣市
	高山市
	恵那市
	飛騨市
	郡上市
	下呂市
	輪之内町
白川町	
東白川村	

静岡県	静岡市
	浜松市
	沼津市
	三島市
	富士宮市
	伊東市
	富士市
	磐田市
	湖西市
	伊豆市
伊豆の国市	
川根本町	

2. 調査結果

愛知県	名古屋市
	豊橋市
	瀬戸市
	春日井市
	大口町
	設楽町

三重県	三重県
	名張市
	尾鷲市
	熊野市
	志摩市

滋賀県	彦根市
	長浜市
	甲賀市
	高島市

京都府	京都府
	綾部市
	宇治市
	京丹後市
	城陽市
	宮津市

大阪府	茨木市
	大東市
	和泉市
	東大阪市

兵庫県	兵庫県
	神戸市
	姫路市
	西宮市
	洲本市
	加古川市
	西脇市
	加西市
	養父市
	丹波市
	朝来市
	宍粟市
たつの市	

奈良県	奈良県
	田原本町
	吉野町
	十津川村

和歌山県	和歌山県
	和歌山市
	海南市
	紀の川市
	有田市

鳥取県	鳥取県
	鳥取市
	若桜町
	智頭町
	湯梨浜町
	琴浦町
	日吉津村
	日南町
	日野町
	江府町

島根県	島根県
	松江市
	益田市
	江津市
	川本町
	吉賀町
	海士町
西ノ島町	
隠岐の島町	

岡山県	岡山県
	井原市
	備前市
	岡山市
	高梁市
	真庭市
	津山市
	吉備中央町
	瀬戸内市
	倉敷市
新庄村	

広島県	広島県
	呉市
	三原市
	福山市
	三次市
	庄原市
	大竹市
	安芸高田市
	安芸太田町
	世羅町
	神石高原町

山口県	山口県
	下関市
	防府市
	柳井市
	周南市
田布施町	

徳島県	徳島県
	阿南市
	阿波市
	美馬市
	神山町
	那賀町
	海陽町
	藍住町
板野町	

香川県	香川県
	丸亀市
	善通寺市
	小豆島町
綾川町	

愛媛県	愛媛県
	宇和島市
	新居浜市
	大洲市
	上島町
	伊方町
愛南町	

2. 調査結果

高知県	高知県	室戸市	福岡県	北九州市	佐賀県	伊万里市	長崎県	長崎県	熊本県	熊本県	大分県	大分県	宮崎県	宮崎県	鹿児島県	鹿児島県
	須崎市	福岡市		武雄市		佐世保市		荒尾市		別府市		鹿儿岛県				
	土佐清水市	大牟田市		みやき町	平戸市	上天草市		中津市		阿久根市						
	香南市	久留米市		長崎県	対馬市	錦町		佐伯市		出水市						
	本山町	直方市			荻崎市	球磨村		臼杵市		西之表市						
	土佐町	飯塚市			五島市	苓北町		津久見市	垂水市							
	仁淀川町	筑後市			西海市	大分県		豊後高田市	薩摩川内市							
	梶原町	大川市			雲仙市			宇佐市	日置市							
	四万十町	行橋市		南島原市	豊後大野市			霧島市								
		みやま市		波佐見町	由布市			三島村								
	水巻町	新上五島町	九重町	さつま町												
	大刀洗町		玖珠町	湧水町												
	みやこ町			大崎町												
	吉富町			東串良町												
				南大隅町												
				中種子町												
				南種子町												
				大和村												
				喜界町												
				天城町												

沖縄県	南大東村
	多良間村

各自治体の取組の内容については、
下記のリンク（内閣官房・内閣府総合サイト）から確認いただけます。



<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

2. 調査結果

2. 返還の内容・要件：主な傾向と分析

■都道府県（33府県）

出身地等の要件	本制度を実施している自治体（以下、「実施自治体」）33府県のうち、要件を設けていない自治体が半数以上（19）であり、地元の住民に限らず若者の定着を促進している傾向が見られる。
申請可能年齢等の要件	大学等の在學生や新卒者を対象としている11自治体を始め、35歳を基準としている自治体が8自治体、30歳を基準としている4自治体など、主に35歳以下を基準にしている自治体が多い。
出身学校の分野要件	実施自治体中、半数以上の自治体（23）は特に要件を定めていない。要件を定めている例としては、理工系や薬学系が挙げられる。
就業・居住等の要件	実施自治体中、約半数（18）が域内での居住と就業（見込も可）を要件とし、このうち、10自治体は当自治体が指定した（又は自治体が定めた基準を満たした）事業者等を支援の対象としており、各自治体が産業界と連携して地域に定着する人材の確保に努めていることが伺える。
就業先の業種 （就業先の実要件がある場合）	業種を特定していない自治体（10）、幅広く業種を特定している自治体（11）など、業種に制限をかけないことで若者の確保に努めている傾向が見られる。
返還支援の内容（金額等）	返還総額に支援率（1/2など）を乗じるケース、3・4年次分の全額など2年分を支援するケース（支援額が高い県で約2.5百万円）などが多い。一部の県では企業に対する支援を実施（企業から学生への支援額は6～10万円／年など）
返還支援の開始時期	就業から3年経過した時期からの開始が8自治体の他、7自治体で就業1年目からや、県内に定住・就職し、申請があった時など。
事業の開始・終了時期	最も古い年度で2015年度（平成27年度）から実施している自治体は6、2016年度（平成28年度）から実施している県が最も多く15自治体であった。総務省による特別交付税措置が平成27年度から開始しており、このことと連動しているものと思われる。また、終了時期については19自治体が「未定」との回答であった。
対象となる奨学金の区分	「日本学生支援機構・第一種奨学金」は実施自治体のうち、ほとんどの自治体（31）で実施していた。そのうち、さらに日本学生支援機構以外の奨学金を対象としている自治体は18。なお、「日本学生支援機構以外の奨学金」のみを対象としている自治体（2）もある。
産業界からの出捐額 （都道府県のみ）	2020年度実績では、産業界からの出捐額がある自治体数は14（うち、産業界との間で連携を行っている自治体数は8）、出捐実績はないが産業界との間で連携を行っている自治体数は4であった。
出捐以外の産業界との連携内容 （都道府県のみ）	また、連携内容としては、支援対象者の認定における産業界からの審査員としての参加が最も多く、このほか、産業界による制度の周知や産業界との協働による事業効果の検証などがあった。

2. 調査結果

■市町村（487市町村）

出身地等の要件	出身地の要件を指定しない自治体が最も多く、次いで「保護者が自治体の住民である」や「自治体の住民である」などを指定する自治体が多く、市町村でも地元住民に限らず若者の定着を促進している傾向が見られる。
申請可能年齢等の要件	「特になし」の回答が最も多い。「〇〇歳以下（未満）」（35歳、30歳、40歳など）や「卒業後、〇年以内」の回答が続き、共に、30代までを対象とする傾向にある。
出身学校の分野要件	「特になし」の回答が多数を占める。一定数の自治体では福祉や医療・保健の分野を要件とするなど、不足している人材の確保を目的に実施していることが伺える。その他、農業分野などを要件とする自治体もある。
就業・居住等の要件	「市内に居住かつ事業所等に就労」の回答が多く、居住に加えて就業も要件としている自治体が多い。なお、就業の要件を課す場合には市外の事業所等も対象にしている自治体が多い。
就業先の業種 (就業先の要件がある場合)	業種を特定していない自治体が多く、特定している場合には、医療・保健、福祉関係が多い。
返還支援の内容（金額等）	返還額の免除と一定額の補助に大きくは分かれる。額は、返還額の1/3、1/2、2/3、全額のいずれかを採用する自治体がほとんど。上限として年間10万円から20万円前後が設定されている場合も多いほか、3年、5年や10年を中心に支援期間の上限を設定している自治体も見受けられた。また、少数ではあるが、償還残高に対する支援を行う自治体も見受けられた。
返還支援の開始時期	おおむね「一定年数（概ね1～5年）の就業後」、「1年間の返還終了後」、「一定年数（概ね1～5年）の居住後」の回答が多く、居住や就職（又はその両者）を通じた定着を図ろうとしていることが伺える。
事業の開始・終了時期	2016年の事業開始件数約80件を頂点に、その後実施件数は降下を続けていたが、2019年の約50件を底に増加傾向に転じており、2021年の実施件数は約60件となっている。これは、2020年6月に実施された、特別交付税措置を活用した奨学金返還支援制度の運用改善による効果も一定程度あったと思われる。
対象となる奨学金の区分	日本学生支援機構以外の奨学金を対象とする自治体が最も多く、日本学生支援機構（第一種奨学金・第二種奨学金）を対象とする自治体も約半数（複数制度実施自治体を含む。以下同様。）。また、これら3つ全てを対象とする自治体は約37%、「日本学生支援機構第一種・第二種」共に対象とする自治体は約8%であった。なお、終了年度を定めていない自治体が大多数であるが、設定している場合には主に3～5年または10年の事業期間が多い。

2. 調査結果

3. 取組の活用状況

- 奨学金返還支援者数は年々増加傾向にあり、令和2年度に新たに奨学金返還支援を開始した人数は7,265人。昨年度に比べ1,142人増加。
- 令和2年度は、応募者数9,990人、認定者数8,205人、継続支援者を含む支援実績額は約1,351百万円。

■奨学金の返還支援を開始した人数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
奨学金の返還支援 を開始した人数	603	1,295	2,410	3,096	6,123	7,265	
H27からの 累計※1	603	1,898	4,308	7,404	13,527	20,792	

※1 同計は当該年度ごとに初めて返還支援を開始した人数の累計であることから、当該年度に返還支援した総数ではない。

3. 取組事例

都道府県が実施する事業

岩手県：

- 支援要件
 - ・大学等在学学生又は35歳未満の既卒者であり、卒業後、**県の「認定企業」に就職し、県内で8年間就業及び居住する見込みであること。**

- 支援内容
 - ・返還総額の1/2 (上限250万円等)



秋田県：

- 支援要件
 - ・県内に就業、居住すること。**正規雇用に限らず、非正規も対象。**
 - ・募集人数の制限は無し。

- 支援内容
 - ・年返還額の2/3又は10/10 (上限年13.3万円又は20万円)を最大3年間助成。



市町村が実施する事業

茨城県結城市：

- 支援要件
 - ・卒業した月の翌月から6ヶ月以内に市に居住を開始し、5年間継続して居住し、かつ、市内の企業、事業所等に正規就業すること。

- 支援内容
 - ・結城市奨学資金の返還を全額免除。



新潟県佐渡市：

- 支援要件
 - ・Uターン者もしくはIターン者で、市内に居住、就業していること。
- 支援内容
 - ・Uターン：年額30万円上限
 - ・Iターン：返済金額の1/2で年額15万円上限。



徳島県：

- 支援要件
 - ・卒業後、県内に住所を有し、6ヶ月以内に県内事業所で就業して36ヶ月就業する見込みであること。
- 支援内容
 - ・日本学生支援機構無利子奨学金の借受総額の1/2 (上限100万) 等。



山形県：

- 支援要件 (やまがた若者定着枠)
 - ・県内高校等の出身者又は県内大学等の在学学生。
 - ・大学等卒業後、13ヶ月以内に県内に就業し、5年間居住する見込みであること。
 - ※上記の他、産業人材確保保枠、Uターン促進枠もあり。

- 支援内容
 - ・県と県内全ての市町村が連携して奨学金の返還支援を実施 (財源は県と市町村で折半)
 - ・学生は定住予定の市町村へ応募。
 - ・基金を設置し、認定時で県と市町村とで積み立て、返還支援金支払時、県が一括して取り崩す。(特別交付税措置は各自治体がそれぞれで活用。)



滋賀県甲賀市：

- 支援要件
 - ・市内に5年以上居住、正規雇用で就業すること。
- 支援内容
 - ・奨学金返還額の75% (上限20万円/年)。ただし、**ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業及び小規模企業者に就職する場合は奨学金返還額の100% (上限20万円/年)。**



高知県四万十町：

- 支援要件
 - ・町内事業所で就業すること。
- 支援内容
 - ・1年間に返済した奨学金に対し、24万円 (月額2万円) を限度として100%支援、ただし、**看護師等、町が指定する職に就く場合、特別枠として38万4千円 (月額3万2千円) を限度として100%支援。**



「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- ・奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

- ・奨学金返還支援に係る市町村の負担額（**基金の設置は不要**）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 **都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円**（ただし、20～24歳人口が流入超過の都道府県の場合、措置率0.3、上限6千万円）

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。